

所管部課		まちづくり部都市基盤課		部長		金子 秀之											
件 名		市道路線の廃止について（市道第1506号線）															
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項											
関係事項	条例規則	道路法第10条第1項及び第3項															
	部課機関																
1. 要 旨																	
市道の隣接土地所有者から「市道の廃止及び廃道敷の払下げ」の要望があった。当該路線は通り抜け形状ではなく、一般の通行者の利用もないため、廃止による通行の影響がない。 については、存置する必要がないと認められるため、道路法第10条第1項の規定に基づき路線の廃止をし、同条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を得るものである。 （1）路線概要 <table><tr><td>路線名</td><td>起点</td><td>終点</td><td>幅員(m)</td><td>延長(m)</td></tr><tr><td>市道 第1506号線</td><td>東大和市桜が丘 2丁目255番1先</td><td>東大和市桜が丘 2丁目231番2先</td><td>1.82</td><td>75.96</td></tr></table> 当該路線については、「東大和市道路線の認定、変更、廃止及び道路の区域変更等に関する取扱要綱」第4条第1項第2号（路線の廃止条件）に適合する。 （2）影響及び効果 廃止することにより、維持管理する路線が減少するとともに、売り払いにより市の収入増となる。								路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	市道 第1506号線	東大和市桜が丘 2丁目255番1先	東大和市桜が丘 2丁目231番2先	1.82	75.96
路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)													
市道 第1506号線	東大和市桜が丘 2丁目255番1先	東大和市桜が丘 2丁目231番2先	1.82	75.96													
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）																	
令和6年7月19日「市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請書」が提出される。																	
3. 留意事項（問題点等）																	
特になし。																	
4. 主管部処理案（検討結果等）																	
令和6年第3回市議会定例会に、議案を提出したい。																	
5. 審議結果																	

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。